

## ○孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）

（孤独・孤立対策の重点計画）

第八条 孤独・孤立対策推進本部は、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（以下この条及び第二十一条第一項第一号において「孤独・孤立対策重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 孤独・孤立対策重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針

二 孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 孤独・孤立対策重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 孤独・孤立対策推進本部は、第一項の規定により孤独・孤立対策重点計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 孤独・孤立対策推進本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果を遅滞なく公表しなければならない。

（設置）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体、協議会又は関係機関等の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十二条 本部は、孤独・孤立対策推進本部長、孤独・孤立対策推進副本部長及び孤独・孤立対策推進本部員をもって組織する。

（孤独・孤立対策推進本部長）

第二十三条 本部の長は、孤独・孤立対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（孤独・孤立対策推進副本部長）

第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項におい

て「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(孤独・孤立対策推進本部員)

第二十五条 本部に、孤独・孤立対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 法務大臣

三 文部科学大臣

四 厚生労働大臣

五 農林水産大臣

六 国土交通大臣

七 環境大臣

八 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十七条 第二十条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○孤独・孤立対策推進本部令(令和六年政令第百六十二号)

内閣は、孤独・孤立対策推進法(令和五年法律第四十五号)第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

1 孤独・孤立対策推進本部(次項において「本部」という。)の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

2 前項に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、孤独・孤立対策推進本部長が本部に諮って定める。